

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.003

処 分 名	農業経営改善計画の変更等の認定
処 分 の 概 要	農業経営改善計画の認定を受けた者は、認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条
審 査 基 準	<p>1. 農業経営改善計画の変更 農業経営改善計画の変更の審査基準については、「農業経営改善計画の認定」の審査基準を準用する。 変更後の農業経営改善計画の有効期限は、計画の当初の認定の時点から 5 年とする。</p> <p>2. 農業経営改善計画の認定の取消し 農業経営改善計画の認定の取消し事由は次による。</p> <p>一. 農業経営改善計画の認定基準に該当しないものと認められるとき</p> <p>二. 認定農業者が農業経営改善計画に従って農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 農業経営改善計画の認定後、相当期間、農産物の販売実績がない場合</p> <p>(2) 規模拡大を農業経営改善計画に記載している場合で、代替地の取得の見込みがないにもかかわらず、経営規模を縮小している場合</p> <p>(3) 経営主ではなくなる場合</p> <p>などが挙げられる。</p>
標準処理期間	
設定年月日	平成 18 年 10 月 31 日
申請時期	随時
申請方法	農業振興課窓口への提出又は郵送
備 考	

根法令及び  
関係法令等の抜粋

■農業経営基盤強化促進法

第13条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が、同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者（第14条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従ってその農業経営を改善するために取るべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことが、できる。

3 前条第4項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。